

箕輪町給食食材供給推進補助金交付要綱（令和4年4月1日告示第49号）

最終改正:

改正内容:令和4年4月1日告示第49号 [令和4年4月1日]

○箕輪町給食食材供給推進補助金交付要綱

令和4年4月1日告示第49号

箕輪町給食食材供給推進補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域の食材をその地で美味しく食べる「地産地消」を価値あるものとして、町内産の食材を活用した学校給食を推進し、もって生産者等の意欲向上と子どもたちが地域の食材を身近に感じられる環境づくりに寄与するため、生産者等が町内小・中学校に給食用の農作物等を供給する際に要する経費の一部を予算の範囲内において交付することについて、箕輪町補助金等交付規則（昭和55年箕輪町規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で農業を営む個人、法人及び農業者で組織する団体並びに町内産の農作物等を加工販売する町内の個人、法人及び農業者で組織する団体とする。

（補助対象事業等）

第3条 補助金の交付対象は、町内小・中学校に給食用として箕輪町農産物直売所を通じて供給される、町内で生産された農産物及び町内で生産された農産物を加工した食材（以下「町内産農作物等」という。）とし、補助金の額は箕輪町農産物直売所条例（平成23年条例第23号）第10条に定める利用料金相当額とする。

（補助金の申請対象期間・申請期日）

第4条 補助金の申請対象期間・申請期日は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第4条により箕輪町給食食材供給推進補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付決定及び確定）

第6条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、審査及び必要に応じて行う実施状況調査等により、補助すべき補助金の額を確定し、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 前条の補助金の額の確定後、補助金の支払いを受けようとする申請者は、箕輪町給食食材供給推進補助金交付請求書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

別表（第4条関係）

区分	申請対象期間	申請期日
第1四半期	4月分から6月分まで	7月末日
第2四半期	7月分から9月分まで	10月末日
第3四半期	10月分から12月分まで	1月末日
第4四半期	1月分から3月分まで	3月末日
